

背景

- 過疎化の進行等により路線バスの撤退が進み、生活交通の確保が大きな課題
- 高齢化の進展等により、単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対する個別運送サービスへの需要が急増

「公共の福祉を確保するためやむを得ない場合」に、
自家用車による有償運送を例外的に許可
(旧道路運送法第80条)

課題

- 例外許可であるため、輸送の安全確保や利用者の保護のための法令上の措置が未整備
- 一方、ニーズの増加に伴い、例外的な許可が急増し、常態化

(参考) 平成18年時点での例外許可件数: 2,138団体

自家用有償旅客運送制度の創設(平成18年道路運送法改正)

- 過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活維持に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、国土交通大臣の登録を受けた市町村やNPO等が自家用車を用いて有償で運送できることとする制度(自家用有償旅客運送制度)を創設
- 輸送の安全(運行管理体制、運転者の要件等)や利用者の保護(収受する対価の掲示義務等)に係る規定を設けることにより、安全かつ安心して利用できるサービスの普及を促進

I. 自家用有償旅客運送の概要

- **自家用有償旅客運送とバス・タクシー事業…有償運送はバス・タクシーが原則。バスやタクシーでは事業性がないなどの理由で供給できないところを自家用有償旅客運送で確保。**



一定の交通需要があり、民間事業者によるサービスが提供されている地域

緑ナンバー

路線バス・タクシー

バス事業者・タクシー事業者が高密度の輸送サービスを実施



コミュニティバス

地方自治体が自ら又はバス事業者へ運行を委託して、住民等を輸送



福祉タクシー

タクシー事業者が身体障害者等の移動制約者の輸送を目的としてサービスを実施



交通空白地域

白ナンバー

住民のための自家用有償旅客運送
(市町村運営有償運送(交通空白輸送)、公共交通空白地有償運送)

交通空白地域において、住民の移動手段の確保を目的として、地域の関係者の合意に基づき、市町村、NPO等が自家用自動車を使用して、有償で輸送

身体障害者等のための自家用有償旅客運送
(市町村運営有償運送(福祉)、福祉有償運送)

福祉タクシー等による輸送サービスが提供されていない地域において、身体障害者等の移動手段の確保を目的として、地域の関係者の合意に基づき、市町村、NPO等が自家用自動車を使用して、有償で輸送



I. 自家用有償旅客運送の概要

- 自家用有償旅客運送の実施にあたっては、運営協議会(市町村運営有償運送の場合は地域公共交通会議)において合意が調った後に、国土交通大臣の登録を受ける必要がある。
- 国土交通大臣は、輸送の安全確保及び利用者の保護のための指導・監督を実施。

運営協議会（道路運送法第79条の4）

【主宰者】 市町村(都道府県も可)

【構成員】 自治体の長、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、地域住民、事業用自動車の運転者が組織する団体、運輸支局、NPO等、学識経験者 等

【協議事項】
①自家用有償旅客運送の必要性
②運送の区域
③旅客から收受する対価

【報告事項】 その他必要と認められる措置
①運送しようとする旅客の範囲
②自家用有償旅客運送に使用する自動車の種類ごとの数
③運転者に求められる要件
④損害賠償措置
⑤運行管理の体制
⑥整備管理の体制
⑦事故時の連絡体制
⑧苦情処理体制
⑨その他必要事項

公 示

福祉有償運送の登録に関する審査基準について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第49条第1項第3号に定める福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）について下記の基準により審査を行うこととしたので公示する。

平成18年9月29日

中部運輸局愛知運輸支局長 松本正明

記

1. 福祉有償運送について

福祉有償運送とは、タクシー等の公共交通機関によって、要介護者・身体障害者等の移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人及び施行規則第48条に定める非営利法人等（以下「法人等」という。）が、営利に至らない範囲の対価によって乗車定員11人未満の自家用自動車（以下「自動車」という。）を使用して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスをいう。

（1）タクシー等の公共交通機関によって、要介護者・身体障害者等の移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合

施行規則第51条の8第1項の運営協議会（以下「運営協議会」という。）において、合意がなされていること。

（2）営利に至らない範囲の対価

「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価について」（平成18年9月29日付愛運支局公示第5号）に定めるところによる。

2. 登録の申請

（1）登録を行う場合

法第79条の2に基づく登録の申請は、次の場合に行う。

- ① 新たに登録を受け福祉有償運送を行おうとする場合
- ② 登録の有効期間の満了又は登録の廃止の届出により登録の抹消を受けた後、新たに登録を受けようとする場合
- ③ 登録の取消しを受けた後2年を経過した日以後において、再度登録を受けようとする場合
- ④ 現在福祉有償運送を行っている法人等が、法人等の合併によって新たな法人等となっ

た場合において、登録を受けていない法人が承継法人となり福祉有償運送を行う場合

(2) 登録の申請

登録の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、申請書（申請様式第1－1号）に、(3)に掲げる添付書類を添えて提出するものとする。

① 運送の区域

運送の区域は、市町村の長が主宰する運営協議会の協議が調った市町村を単位とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要する。

運営協議会が複数市町村の合同で主宰される場合又は愛知県によって主宰される場合の運送の区域は、当該運営協議会の地域の全域とするのではなく、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、当該法人等の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲の市町村を定めるものとする。

② 事務所の名称及び位置

福祉有償運送を実施する全ての事務所を記載するものとする（記載する事務所は主たる事務所、従たる事務所を問わない）。この場合において、申請者が広域的に活動を行っている場合は、申請書には福祉有償運送を実施する事務所及び住所（活動拠点を定めた場合にはその名称及び住所）を記載するものとする。

③ 事務所ごとに配置する福祉有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数

事務所ごとに法人等が所有する自家用自動車及びボランティア個人の持込みの自動車（福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）の別ごとに、以下に掲げる自動車の台数を記載（軽自動車がある場合には、その内数を括弧書きで記載）するものとする。

- (イ) 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
- (ロ) 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車
であってスロープ又はリフト付きの自動車
- (ハ) 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- (ニ) 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車
- (ホ) セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

④ 運送しようとする旅客の範囲

運送しようとする旅客は、申請者の団体において会員登録を受けた者（会員となる予定の者を含む。）であって、施行規則第49条第1項第3号に規定するイ、ロ、ハ、ニの区分のうち、他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用する事が困難な身体障害者等の移動制約者であって、運送者に利用登録を行った者（利用登録を受けようとする者を含む。）を対象とするものとする。

なお、申請日において運送しようとする旅客の中に該当する者がいない区分については、申請することができない。

- (イ) 施行規則第49条第1項第3号イに該当する旅客にあっては身体障害者手帳を、同号ロに該当する旅客にあっては介護保険被保険者証を所持する者であること。
- (ロ) 施行規則第49条第1項第3号ハ及びニに該当する者を対象とする場合には、運営協議会において当該者の身体状況等について運送の対象とすることが適當であるとの確認（申請者に当該会員の具体的な身体状況等の説明を求める、身体状況について運営協議会の事務局が予め聴取した上でその内容を運営協議会に報告する、運営協議会の下に判定委員会を設置し、当該判定委員会において運送の対象とすることの適否について審査する等の方法が考えられる。）がなされた者であること。
- (ハ) 施行規則第49条第1項第3号ハ及びニに該当する旅客にあっては、付添い、見守り等の介助なしには、タクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとする。

また、「その他の障害を有する者」には、自閉症、学習障害などの発達障害を有する者を含むものとし、また、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第115

条の45第1項第1号に規定する厚生労働省令で定める被保険者のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（基本チェックリスト該当者）についても、当該者が他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独で公共交通機関を利用することが困難である場合には、福祉有償運送の旅客対象として取扱うものとする。

（ニ） 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送が原則である。

ただし、施行規則第49条第1項第3号に定める者のうち透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって当該地域における運営協議会においてその必要性が認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができるものとする。この場合においては、旅客から收受しようとする対価が施行規則第51条の15の規定及び関係通達の定める基準を満たしていることについて運営協議会の合意がなされていることを要するものとする。

（ホ） 当該地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該地域を管轄する市町村長が認めた場合には、上記に掲げる者の他、身体障害者等であって名簿に記載されていない当該運行区域外からの来訪者及びその付添人も対象とするものとする。

（ヘ）（ホ）に掲げる「当該地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該地域を管轄する市町村長が認めた場合」とは、市町村長において、直接の聴取又はこれに代わる合理的な方法により、当該市町村及び隣接市町村の区域内に営業所を有するすべてのバス・タクシー事業者に対して輸送サービスを提供する意思の有無の確認を行い、事業者による輸送サービスの提供が困難であることを確認したことについて運営協議会へ報告したものとする。

（ト）（ヘ）において、事業者が輸送サービスを提供する意思を示す場合には、当該事業者において確実に輸送サービスの提供が行われることを前提として取り扱うものとする。

⑤ その他の留意事項

登録申請書の受理について、申請書記載事項や添付書類の不備等法令に定められた申請の形式的な要件に適合しない申請であることが明らかである場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めるものとする。

（3）添付書類

申請書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

① 定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）

なお、認可地縁団体の申請にあっては、規約及び告示事項証明書並びに役員名簿、施行規則第48条第9号に規定する者の申請にあっては、定款に準ずる書類として組織の基本的事項を定める書類、役員名簿に準ずるものとして法人の役員に該当する権利能力なき社団の代表者を定める書類（いずれも団体規約等）とする。なお、団体規約等については、後に変更の可能性があるところ、当該変更に際しては構成員の一定数以上の同意があるときに限る旨の定めがある等、民主的な方法により作成・変更されるものであることとする。

② 登録の拒否要件に該当しない旨を証する書類

様式第2号に定める宣誓書とし、法人等の代表者が当該法人の他の役員を含めて宣誓することができるものとする。

③ 運営協議会において協議が調っていることを証する書類

運営協議会が申請者に交付した様式第3号に定める書類とする。

④ 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

自動車検査証及び自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書とする。この場合において、当該契約書又は使用承諾書は、福祉有償運送を実施する間、使用権原及び運送に伴う責任が申請者にあることを定めたものであるものとする。

⑤ 自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

様式第4号に定める運転者就任承諾書及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16第1項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類の写し（第2種運転免許を受けていない場合に限る。）とする。

⑥ 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合の運転者その他の乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類

介護福祉士の登録証の写し、施行規則第51条の16第3項第2号に規定する講習を修了していること等を証する書類の写し又は同項第3項の要件を備えていることを証する書類の写しとする。

⑦ 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

様式第5号に定める運行管理の責任者の就任承諾書及び様式6号に定める運行管理の体制等を記した書類とし、配置する自動車の数が5両以上となる事務所の場合には、運行管理の責任者が施行規則第51条の17第2項の要件を備えることを証する書類を要するものとする。

⑧ 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

様式第6号に定める運行管理の体制等を記した書類とする。

⑨ 事故が発生した場合の処理連絡体制及び責任者を記載した書類

様式第6号に定める運行管理の体制等を記した書類とする。

⑩ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

施行規則第51条の22に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等の契約書、見積書等計画車両全てが加入している又は加入する計画があることを証する書類とする。

⑪ 運送をしようとする旅客の名簿

施行規則第51条の25各号に掲げる事項を記載した名簿又は会員の身体状況等の様ごとの人数を記載した書類（参考様式第イ号を参考として運送者において作成したもの）のいずれかとする。

（4）登録の実施

① 登録番号の付与

登録を行った場合には、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）ごとに登録番号の付与を行い、これを管理する。登録番号は、抹消登録が行われるまでの間、変更登録が行われ、他の運輸支局長等の管轄に属することとなった場合であっても同一の番号により管理する。（別記1参照）

ただし、広域的に活動する法人であって、1の法人として登録するとかえって活動実態の把握が困難となるため、活動の拠点たる地域ごとに登録した方が望ましいと認められる場合には、法人等の活動実態等も踏まえ活動拠点ごとに登録を行うことができるものとする。この場合において、法人の登記上、活動拠点たる事務所が登記されていない場合にあっては、当該事務所の登記簿謄本、賃貸借契約書等により事務所の使用権原の確認を行う。

② 登録を行った場合の通知

登録を行った場合には、申請者に対して登録の通知を行う。通知は、登録証（様式第7号）の交付によって代える。

③ 登録簿

申請者を登録簿に登録した場合は、登録簿を簿冊に調製し、愛知運輸支局（以下「支局」という。）において縦覧に供する。

ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、記録された情報を電磁的方法により提供することができる。

④ 登録時に付すべき条件

登録時に付すべき条件は、次のものが考えられるが、このほかに地域の実情、申請内容等によりこれと異なる条件を付すこと及び条件を追加することがある。

- (イ) 申請時において要件を満たしていない運転者がいる場合には、要件の確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。
- (ロ) 複数乗車を行う場合において、旅客の輸送の安全の確保のため添乗をする者が必要と認められる場合には、適切な者を乗務させること。

(5) 登録の拒否

以下の①～③のいずれかに該当する場合には、登録を拒否する。この場合においては、通知様式第8号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、運営協議会を主宰した市町村又は愛知県に対してもその旨を通知する。

① 法第79条の4第1項第1号から第4号までに掲げる欠格事由のいずれかに該当する場合

② 法第79条の4第1項第5号に該当する場合

運営協議会において、当該法人等による福祉有償運送の実施が必要である旨の合意がないもの。

③ 法第79条の4第1項第6号に該当する場合

次の(イ)～(ホ)のいずれかに該当するもの。

(イ) 施行規則第51条の16第1項に規定する要件を備える運転者の確保がなされていないと認められる場合及び福祉自動車以外のセダン等の自動車を使用する場合にあっては、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備える運転者その他の乗務員が確保されていないと認められる場合

(ロ) 施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の選任及び運行管理体制の整備がなされていないと認められる場合

(ハ) 施行規則第51条の20に規定する整備管理の責任者の選任及び整備管理体制の整備がなされていないと認められる場合

(ニ) 施行規則第51条の21第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任及び連絡体制の整備がなされていないと認められる場合

(ホ) 施行規則第51条の22に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められる場合

3. 輸送の安全及び旅客利便の確保

運送者は、以下の点に留意すること。

(1) 運転者の要件

① 施行規則第51条の16第1項に規定する、第一種運転免許保有者であつて、「その効力が過去2年以内において停止されていない者」であることの要件は、地域の実情に応じて運営協議会において定めることができるものとする。

ただし、2年未満の期間とすることはできないものとする。

② 登録後において、施行規則第51条の16第2項に規定する事故を惹起した運転者は、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させるものとする。

また、「その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合」とあるのは、運送者に所属する運転者が道路交通法違反を惹起した結果、運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合をいうものとし、運送者は、当該運転者に適性診断を受診させ、運

転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならないものとする。

(2) 運行の管理

施行規則第51条の17第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任するものとする。

運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を行うものとする。

(3) 安全な運転のための確認の記録及び乗務記録等の実施

- ① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。対面での確認が困難である場合には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施するものとする。
- ② 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第口号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。
- ③ 施行規則第51条の18第2項に定める運転者が乗務した場合の乗務記録は、参考様式第ハ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(4) 運転者台帳及び運転者証の整備

- ① 施行規則第51条の19第1項に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとの運転者台帳は参考様式第二号を参考として運送者において定めるものとする。
- ② 施行規則第51条の19第3項に定める運転者証は、参考様式第ホ号を参考として運送者において作成するとともに、作成した運転者証を車内のダッシュボード付近に掲示するか、同項に規定する作成番号及び作成年月日、運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期間並びに施行規則第51条の16第1項及び第3項に規定する運転者の要件として必要な講習等の修了等の必要事項を記載した運送者の発行する身分証明書（IDカードを含む。）を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させるものとする。

(5) 事故の場合の処置

施行規則第51条の21第2項に定める事故の記録は、参考様式第ヘ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(6) 損害賠償措置の実施

施行規則第51条の22に規定する損害賠償措置を講ずる場合にあっては、自家用有償旅客運送を行う場合においても、保険金の支払いが可能となるものを付保するものとし、登録後において、国土交通大臣が告示で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならないものとする。

(7) 自動車に関する表示

- ① 施行規則第51条の23に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。

この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。

- (イ) 運送者の名称
 - (ロ) 「有償運送車両」の文字
 - (ハ) 登録番号
- ② 登録証の交付を受けた運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならぬ

いものとする。

(8) 運送しようとする旅客に対する明示

自家用有償旅客運送を行う者は、施行規則第49条第2項に規定する者を運送する場合には当該運送が道路運送法に基づく登録を受けた適法な旅客運送であることを明示（表示・掲示）することとする。

(9) 旅客の名簿の作成管理

施行規則第51条の25に規定する旅客の名簿の作成管理に当たっては、個人情報の保護の観点から適切に管理するものとする。

(10) 苦情処理体制の確保

施行規則第51条の26第1項に定める苦情処理の体制については、様式第6号に記載するものとし、同条第2項に定める苦情処理の記録は、参考様式第ト号を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。

4. 有効期間の更新の登録

(1) 更新登録の申請

- ① 登録の更新を行おうとする者は、更新登録申請書（様式第1－2号）に、運営協議会において協議が調っていることを証する書類を添付して提出するものとする。この場合において、申請の受付は、有効期間の満了する日の2ヶ月前から行うものとする。
- ② 複数の運送の区域を有する者にあっては、更新の登録を行うことについてそれぞれの運送の区域における運営協議会の合意が成立していることを要するものとする。この場合において、一部の区域において更新の必要性について協議が調はなかつた場合には、当該区域に係る有効期間の更新を行うことはできないものとする。
- ③ 有効期間が満了した後、更新登録申請があった場合は、災害等により止むを得ない場合を除き、有効期間の更新を行うことができない。

運営協議会で更新についての協議を行つてゐるにもかかわらず、有効期間の満了する日までに協議が調わない場合には、運送者は協議が調っていることを証する書類を添付せずに更新の登録の申請を行うことができるものとし、この場合において、協議が調つてゐることを証する書類の提出がなされるまでの間、更新の登録の可否についての判断を留保することができるものとする。

ただし、有効期間の満了する日までに協議が調わぬことについて正当な理由がない場合にあっては、この限りでない。

(2) 更新登録にあたつての有効期間

行政への報告及び添付書類並びに運営協議会からの報告等により業務の実施状況、法令違反、輸送の安全の確保命令その他の行政処分の有無等を審査するものとし、次のいずれにも該当しない場合にあっては、更新登録において付与する有効期間を3年とし、いずれかに該当しない場合にあっては2年とする。

- ① 法第79条の9第2項に規定する運送者の運行の管理の方法を改善すること等の命令を受けていないこと
- ② 法第79条の10に基づく自動車事故報告規則第2条第1項に規定する重大事故を引き起こしていないこと
- ③ 法第79条の12に規定する業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと

(3) 更新登録の実施

- ① 上記②の場合に準じて審査を行うものとし、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、更新登録を行う。

- ② 更新登録後の登録簿を簿冊に調製し、支局において縦覧に供する。
ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、記録された情報を電磁的方法により提供することができる。
- ③ 更新登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行う。登録の通知は登録証の交付によって代える。
- ④ 支局の他に関係する運輸支局等がある場合は、更新登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知し、通知を受けた関係する運輸支局等は、登録簿の写しを縦覧に供する。
- ⑤ 更新登録を拒否した場合にあっては、2. (5) の場合に準じ、様式第8号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、運営協議会を主宰した市町村又は愛知県に対してもその旨を通知する。

5. 変更登録

(1) 変更登録を行う場合

以下に掲げる事項を変更しようとする場合は、変更登録として取り扱うものとする。

- ① 運送の区域（減少することとなる場合を除く。）
- ② 運送の種別（既に登録を受けた有償運送を行わないこととする場合を除く。）

なお、登録後において市町村合併が実施された場合であっても、運送の区域は、合併前の旧市町村の範囲にあるものとし、運送の区域を合併後の市町村の範囲としようとする場合にあっては、合併後の市町村の長が主宰する運営協議会における協議を経て、変更登録を受けることを要するものとする。

(2) 変更登録の申請

変更登録を行おうとする者は、申請書（申請様式第1－3号）に(3)に掲げる添付書類を添えて提出するものとする。

運送の区域の拡大に伴い他の運輸支局の管轄にも属することとなった場合は、新たに管轄となった運輸支局等に申請を行うものとする。

(3) 添付書類

申請書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

① 運送の区域が拡大される場合

- イ) 上記2.(3)①～⑩までに掲げる書類のうち、拡大しようとする運送の区域における運行管理の体制を記載した書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の変更に伴い登録の内容が変更されることとなる書類
- ロ) 拡大しようとする運送の区域における市町村が主宰する運営協議会において協議が調っていることを証する書類

ハ) 登録証

② 有償運送の種別が変更され新たに福祉有償運送を行うこととなる場合

- イ) 上記2.(3)①～⑩に掲げる書類のうち、自家用有償旅客運送自動車の運転者が、施行規則第51条の16第1項に規定する運転者の要件を備えていることを証する書類、運送しようとする旅客の名簿その他の種別の変更に伴い登録の内容が変更されることとなる書類

- ロ) 運送の区域における市町村が主宰する運営協議会において協議が調っていることを証する書類

ハ) 登録証

(4) 変更登録の実施

- ① 変更登録は上記2.の場合に準じて審査し、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、変更登録を行う。
- ② 変更登録を行った場合には、変更登録後の登録簿を簿冊に調製し、支局において縦覧

に供する。

ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、記録された情報を電磁的方法により提供することができる。

- ③ 変更登録を拒否した場合にあっては、2. (5) の場合に準じ、様式第9号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、運営協議会を主宰した市町村又は愛知県に対してもその旨を通知する。

(5) 変更登録時の留意事項

変更登録の場合にあっては、有効期間の更新を行わない。

6. 軽微な事項の変更の届出

(1) 軽微な事項の届出

軽微な事項の変更については、登録事項変更届出書（申請様式第1－4号）により、届出を行うものとする。

この場合において、事務所ごとの配置車両数が5台以上となった場合にあっては、当該届出書に施行規則第51条の3第9号に定める運行管理の体制を記載した書類及び施行規則第51条の17第2項に定める運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類を添付するものとする。

(2) 軽微な事項の登録

軽微な事項の変更の届出があった場合には、届出の事実に基づき変更登録を行い、変更後の登録簿を簿冊に調製し、縦覧に供する。

ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、記録された情報を電磁的方法により提供することができる。

7. 業務の停止及び登録の取消し

法第79条の12第1項に規定する業務の停止及び登録の取消しを行う場合の行政処分等の基準については、別に定める。

なお、運送者に対して、警告、業務の停止又は登録の取消しを行った場合においては、処分等を行うに至った違反事実、行政処分等の内容を遅滞なく運営協議会の主宰者に通知する。また、運送者の名称等を公示、インターネット等適切な方法により公表する。

8. 登録の抹消

(1) 登録の有効期間が満了した場合、登録の廃止の届出が行われた場合及び登録の取消しを行った場合においては、当該運送者の登録の抹消を行う。

(2) 運送者の登録の抹消を行ったときは、運営協議会の主宰者に通知する。

(3) 運送者は、登録の抹消を行った場合には、登録証の原本を登録簿を存する運輸支局長に返納しなければならないものとする。

運送者は、登録証の返納を行うまでの間、登録証の適切な管理を行わなければならないものとする。

附 則

1. 本処理方針は、平成18年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

2. 道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第80条第1項ただし書きの許可に係る運送について、改正法による改正後の道路運送法（以下「新法」という。）第79条の登録を受けたとみなされる者（以下「みなし運送者」という。）に係る運転者証の作成・携行、自動車に関する表示等に係る本公示の規定の適用については、改正法施行以後、最初の登録（軽微な事項の変更の届出に係るものを含む。以下同じ。）を受けることとなる日までは適用しない。
3. みなし運送者のうち、1の法人等が旧法第80条第1項ただし書きの規定に基づき複数の地域においてそれぞれの許可を取得していた者においては、改正法の施行に伴い、複数の運送の区域を有する1の法人等が登録を受けたものとみなし新法の規定を適用するものとする。この場合において、当該許可の期限がそれぞれの地域で異なる場合には、最初に到来する期限までを当該登録の有効期間とみなし、新法の規定を適用する。
4. みなし運送者に係る登録簿の縦覧、登録事項の通知、登録証の交付、登録番号の付与に係る本公示の規定の適用については、新法施行以後、最初に行う登録の日まで適用しない。
5. 平成16年4月19日付け愛運支局公示第4号「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可申請に関する審査基準について」は、平成18年9月30日をもって廃止する。

附 則 （平成21年5月29日愛運支局公示第3号）

この公示は、平成21年6月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則 （平成22年3月23日愛運支局公示第8号一部改正）

この公示は、平成22年3月23日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則 （平成27年4月1日愛運支局公示第3号一部改正）

この公示は、平成27年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。